第一種フロン類充填回収業者
登録申請の手引き（暫定版）

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に基づく第一種フロン類充填回収業の登録申請に当たっては、この手引きに基づいて申請書を作成してください。

１　記入に際して

(1) 申請書等に、必要事項を記入の上、提出書類一覧表により確認した後、所管の健康福祉センターに提出してください。

(2) 提出部数は１部です（申請者において提出書類の控えを保管してください）。

２　申請に伴う手数料

(1) 登録申請手数料　5,000 円（更新時は 4,000 円）

(2) 手数料相当額の福井県証紙を用意してください。

３　申請窓口

・福井県 福井健康福祉センター 環境廃棄物対策課
〒918-8540 福井市西木田２丁目８－８　TEL 0776-36-1116
（管轄：福井市、永平寺町）

・福井県 坂井健康福祉センター 環境衛生課
〒919-0632 あわら市春宮２丁目 21－17　TEL 0776-73-0600
（管轄：あわら市、坂井市）

・福井県 奥越健康福祉センター 環境衛生課
〒912-0084 大野市天神町１－１　TEL 0779-66-2076
（管轄：大野市、勝山市）

・福井県 丹南健康福祉センター 環境廃棄物対策課
〒916-0022 鯖江市水落町１丁目２－25　TEL 0778-51-0034
（管轄：鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町）

・福井県 二州健康福祉センター 環境廃棄物対策課
〒914-0057 敦賀市開町６－５　TEL 0770-22-3747
（管轄：敦賀市、美浜町、平成 17 年 3 月 30 日現在における三方町の区域）

・福井県 若狭健康福祉センター 環境衛生課
〒917-0073 小浜市四谷町３－10　TEL 0770-52-1300
（管轄：小浜市、高浜町、おおい町、平成 17 年 3 月 30 日現在における上中町の区域）

※事業所等が福井県内にない事業者の方は、いずれのセンターにおいても申請可能です。

福　井　県

提 出 書 類 一 覧 表

申請の際は、この「提出書類一覧表」（確認後のもの）を添付して下さい。

［第一種フロン類充填回収業者］　（申請者　　）

提　出　書　類　等	確認欄
１　申請書（様式第１） ・フロンの充填または回収を行う事業所が複数の場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載した様式第１を添付	
２　本人を確認できる書類 ・法人である場合は、発行日から３ヶ月以内の登記簿謄本 ・個人の場合は、発行日から３ヶ月以内の住民票（本籍の記載のあるもの）の写し	
３　フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類（所有権を有しない場合は、使用する権限を有することを示す書類） ・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し ・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し	
４　フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類 ・申請書に記載する以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し 〇フロン類の回収設備の種類 CFC 用、HCFC 用、HFC 用、CFC・HCFC 兼用、CFC・HFC 兼用、 HCFC・HFC 兼用、CFC・HCFC・HFC 兼用 〇回収設備の能力 200g/min 未満、200g/min 以上	
５　申請者（法人である場合にあっては、その法人の役員を含む。）が法第 29 条第１項各号の欠格要件に該当しないことを誓約した旨の誓約書	
６　フロン類の充填に携わる者が所有する資格等を示す書類 ・法第 37 条第３項において、充填に関する基準として、フロン類の性状およびフロン類の充填方法について十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行いまたは立ち会うこと（施行規則第 14 条第９号）が定められていますので、資格等を示す書類の添付をお願いします。 なお、資格等がない場合には、事業開始までに資格等を取得してください。 〇業務用冷凍空調機器の充填に関する主な資格として、次のものがあります。 ア　冷媒フロン類取扱技術者（日本冷凍空調設備工業連合会、日本冷媒・環境保全機構） イ　冷凍空調技士（日本冷凍空調学会） ウ　高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会） エ　冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会） オ　高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者	

７　フロン類の回収に携わる者が所有する資格等を示す書類 ・法第 44 条第２項において、回収の際の基準として、フロン類の性状およびフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行いまたは立ち会うこと（施行規則第 40 条第２号）が定められていますので、資格等を示す書類の添付をお願いします。 なお、資格等がない場合には、事業開始までに資格等を取得してください。 〇業務用冷凍空調機器の回収に関する主な資格として、次のものがあります。 ア　冷媒フロン類取扱技術者（日本冷凍空調設備工業連合会、日本冷媒・環境保全機構） イ　冷媒回収促進・技術ｾﾝﾀｰ（RRC）が認定した冷媒回収技術者 ウ　高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会） エ　冷凍空気調和機器施行技能士（中央職業能力開発協会） オ　高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 カ　フロン回収協議会が実施する技術講習合格者 キ　冷凍空調技士（日本冷凍空調学会） ク　技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））	
８　登録申請手数料（福井県証紙） ・額面合計が 5,000 円分の福井県証紙を準備（更新時は 4,000 円分） ・提出窓口で書類に不備がないことを確認した後、申請書（様式第１）の余白に貼付	

※用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

〇登録の基準等について

次の欠格条項のいずれかに該当する場合または第一種フロン類回収業者に係る登録の基準に適合していない場合は、登録することができません。

<table>
<tr><th colspan="2">登　録　の　基　準　等</th><th>確認欄</th></tr>
<tr><td colspan="3">特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第１項に定める欠格事項
※登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は登録できません。</td></tr>
<tr><td></td><td>一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>二　この法律若しくは使用済自動車再資源化法の規定又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>三　第 35 条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>四　第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第 35 条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>五　第 35 条第１項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>六　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">第一種フロン類回収業者の登録の基準（施行規則第９条）</td></tr>
<tr><td></td><td>一　フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>二　申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>三　申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充填量が 50kg 以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、１分間に 200g 以上のフロン類を回収できるものであること。</td><td></td></tr>
</table>

様式第１（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充填回収業者　登　　録　~~登録の更新~~　申請書

※登録番号	
※登録年月日	

年　　月　　日

福井県知事　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律　第27条第２項　~~第30条第２項~~　の規定より、必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の　登　　録　~~登録の更新~~　を申請します。

事業所の名称及び所在地				
	名　称			
	所在地	（郵便番号） 電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類				
	回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナー			
	(2)冷蔵機器・冷凍機器			
	フロン類の充填量が 50kg 以上の第一種特定製品			
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類				
	充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナー			
	(2)冷蔵機器・冷凍機器			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
	設備の種類	能　　力	
		200g/min 未満	200g/min 以上
	CFC 用	台	台
	HCFC 用	台	台
	HFC 用	台	台
	CFC、HCFC 兼用	台	台
	CFC、HFC 兼用	台	台
	HCFC、HFC 兼用	台	台
	CFC、HCFC、HFC 兼用	台	台

（裏面）

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

６　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

誓　　約　　書

登録申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人およびその法人の役員）は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「法律」という。）第 29 条第１項に定める下記の欠格要件のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

福井県知事　　様

記

１　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　法律若しくは使用済自動車再資源化法の規定又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

３　法律第 35 条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者

４　第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが法律第 35 条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

５　法律第 35 条第１項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

６　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

記　載　例

様式第１（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充填回収業者　登　　録 ~~登録の更新~~　申請書

該当しない方を消す
（新規は下部分を消す）

※登録番号	
※登録年月日	

平成２７年　４月　２５日

申請する日を記入

福井県知事　〇〇　〇〇　様

新規は未記入
（更新時に記入）

（郵便番号）123-4567
住　　所　福井市〇〇１丁目２番３号
氏　　名　フロン回収破壊株式会社　　印
代表取締役　回収　太郎
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　（123）456-7890

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律　第 27 条第２項 ~~第 30 条第２項~~　の規定より、

必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の　登　　録 ~~登録の更新~~　を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名　称	フロン回収破壊株式会社　福井事業所	
所在地	（郵便番号）123-4567　福井県福井市〇〇１丁目２番３号 電話番号　(098) 765-4321	

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	〇	〇	
(2)冷蔵機器・冷凍機器	〇	〇	
フロン類の充填量が 50kg 以上の第一種特定製品		〇	

該当する欄に〇を付ける

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類

充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	〇	〇	
(2)冷蔵機器・冷凍機器	〇	〇	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC 用	3　台	台
HCFC 用	台	台
HFC 用	台	台
CFC、HCFC 兼用	3　台	2　台
CFC、HFC 兼用	台	台
HCFC、HFC 兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC 兼用	台	台

「回収しようとするフロン類の種類」と「設備の種類」が一致していること。

50kg 以上の特定製品は、200g/min 以上の設備能力があること

事業所ごとに、所有あるいは使用権限のある設備の台数を記入

記　載　例

（裏面）

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

６　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

フロン類の性状およびフロン類の回収方法について十分な知見を有する者
フロン類の性状およびフロン類の充填方法について十分な知見を有する者

職氏名　　福井事業所　業務課長　〇〇　〇〇
資　格　　冷媒フロン類取扱技術者 第一種

フロン類の回収を自ら行う者またはフロン類の回収に立ち会う者の氏名等記入

記載例 （県内にフロンの回収を行う事業所が複数の場合の２枚目以降）

様式第１（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充填回収業者　登　　録 ~~登録の更新~~　申請書

※登録番号	
※登録年月日	

年　　月　　日

福井県知事　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律　第27条第２項 ~~第30条第２項~~　の規定より、必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の　登　　録 ~~登録の更新~~　を申請します。

上段は記入不要

事業所の名称及び所在地		
	名　称	フロン回収破壊株式会社　敦賀営業所
	所在地	（郵便番号）098-5467　福井県敦賀市〇〇９丁目８番７号 電話番号　(098)865-4321

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー		○	○
(2)冷蔵機器・冷凍機器		○	○
(3)フロン類の充填量が 50kg 以上の第一種特定製品			

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー		○	○
(2)冷蔵機器・冷凍機器		○	○

フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能　　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC 用	台	台
HCFC 用	台	台
HFC 用	台	台
CFC、HCFC 兼用	台	台
CFC、HFC 兼用	台	台
HCFC、HFC 兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC 兼用	1　台	台

２枚目以降には「事業所の名称」以降の欄について記入

記載例 （県内にフロンの回収を行う事業所が複数の場合の 2 枚目以降）

（裏面）

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

６　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

フロン類の性状およびフロン類の回収方法について十分な知見を有する者
フロン類の性状およびフロン類の充填方法について十分な知見を有する者

職氏名　　敦賀営業所　業務課長　〇〇　〇〇
資　格　　高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）

フロン類の回収を自ら行う者またはフロン類の回収に立ち会う者の氏名等記入

フロン類回収量等の記録・報告、変更届出、登録更新および廃止届出について

1　フロン類充填量および回収量等に関する記録（別紙様式）

第一種フロン類充填回収業者は、法第 47 条第１項の規定により、フロン類の種類ごとに、充填量および回収量等に関する記録が義務付けられています。

(1) 記録する内容（施行規則第 51 条）

① 第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填した年月日、当該充填に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者の氏名又は名称及び住所、第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、当該充填に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

② 第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄が行なわれる場合において、第一種特定製品の整備が行われる場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別、フロン類を回収した年月日、当該回収に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所、当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに回収したフロン類の種類ごとの量（第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

③ 法第 50 条第１項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合においてフロン類を再生した年月日及び再生したフロン類の種類ごとの量並びに当該再生をしたフロン類を冷媒として充填した年月日及び当該充填に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該再生をしたフロン類を充填した量

④ フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

⑤ フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

⑥ フロン類を施行規則第 49 条第１号に規定する場合において引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

⑦ 施行規則第 49 条第２号に規定する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量

（注）

フロンの種類については、CFC,HCFC,HFC の区分のみならず、冷媒番号（R12,R134a 等）を付記してもかまいません。（例　CHC(R12)）

第一種特定製品の種類は、別紙２の細かい分類（例えば、除湿器,ショーケース等）を付記しもかまいません。（例　ｴｱｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ（除湿器）、50kg 以上製品（ショーケース））

⑵ 記録は帳簿を備え、業務を行う事業所に５年間保存しなければなりません。
⑶ 帳簿のかわりに電子媒体により作成し、保存することができます。

２　フロン類充填量および回収量等に関する報告（様式第３）

第一種フロン類充填回収業者は、法第 47 条第３項の規定により、様式第３により作成した報告書を年度終了後 45 日以内に登録を申請した健康福祉センターに提出しなければなりません。

（注）
登録を受けた都道府県ごとの報告になりますので、福井県内の区域（充填または回収等した場所）に関する充填量および回収量等を報告してください。

３　変更届出（様式第２）

次の事項を変更したときは、法第 31 条第１項の規定により、30 日以内に変更届を提出しなければなりません。

①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
②　事業所の名称及び所在地
③　第一種特定製品の種類並びに冷媒として充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類
④　事業所ごとの第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備能力

【①の変更の場合における添付書類】
〇本人を確認できる書類
・法人である場合は、発行日から３ヶ月以内の登記簿謄本（履歴事項がわかるもの）
・個人の場合は、発行日から３ヶ月以内の住民票（本籍の記載のあるもの）の写し

【③、④の変更の場合における添付書類】
〇フロン類回収設備の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、使用する権限を有すること）を示す書類
・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し
・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

〇フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類

・申請書に記載された以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。

【フロン類回収設備の種類】

CFC 用、HCFC 用、HFC 用、CFC・HCFC 用、CFC・HFC 兼用、HCFC・HFC 兼用、CFC・HCFC 用・HFC 兼用

【回収設備の能力】

200g/min 未満、200ｇ/min 以上

（参考）

フロン類回収設備の種類の変更については、台数が増減した場合であって、設備の種類の変更を伴わない場合（ケース２）は、届出が不要です。（下表参照）

表　フロン類回収設備の種類の変更について

ケース	変更前		変更後		届出
1	CFC 用 HCFC 用 CFC・HCFC 兼用	１台 １台 ０台	CFC 用 HCFC 用 CFC・HCFC 兼用	０台 ０台 １台	必要
2	CHC・HCFC 兼用	１台	CHC・HCFC 兼用	２台	不要

４　登録更新（様式第１）

５年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。

なお、登録更新の際に提出する書類は、登録（新規）の場合と同じです。

５　廃業等の届出（別紙様式）

次のいずれかに該当することとなった場合は、法第 33 条第１項の規定により、その日から 30 日以内に廃業等届を登録を申請した健康福祉センターに提出しなければなりません。

また、当該届出とあわせて、事由の生じた日の属する年度の業務の実施の状況について、様式第３により作成した報告書を提出しなければなりません。

該当する事項	届　出　者
ア　第一種フロン類回収業を廃止した場合	第一種フロン類充填回収業者であった、個人又は法人を代表する役員
イ　死亡した場合	その相続人
ウ　法人が合併により消滅	その法人の代表する役員であった者
エ　法人が破産により解散	その破産管財人
オ　法人が合併及び破産以外の理由により解散	その清算人

様式第２（第１１条関係）

第一種フロン類充填回収業者変更届出書

年　　月　　日

福井県知事　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
登録番号

第一種フロン類充填回収業に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第３１条第１項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第３（第５２条関係）

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

年　　月　　日

福井県知事　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
登録番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第４７条第３項の規定に基づき、次のとおり報告します。

ＣＦＣ						
		(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
		設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
	ＣＦＣを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
	①充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
		整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
	ＣＦＣを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
	②回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	③年度当初に保管していた量					kg	kg
	④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
	⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
	⑥法第５０条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
	⑦第４９条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
	⑧年度末に保管していた量					kg	kg
ＨＣＦＣ							
		(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
		設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
	ＨＣＦＣを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
	⑨充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
		整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
	ＨＣＦＣを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
	⑩回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	⑪年度当初に保管していた量					kg	kg
	⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
	⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
	⑭法第５０条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
	⑮第４９条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
	⑯年度末に保管していた量					kg	kg

ＨＦＣ						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
ＨＦＣを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑰充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
ＨＦＣを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑱回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑲年度当初に保管していた量					kg	kg
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
㉒法第５０条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
㉓第４９条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
㉔年度末に保管していた量					kg	kg

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
３　原則として、②＋③＝④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧、⑩＋⑪＝⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯、⑱＋⑲＝⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉔となるようにすること。
４　第４９条第２号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

第一種フロン類充填回収業者の廃業等届出書

年　　月　　日

福井県知事　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
登録番号

第一種フロン類充填回収業については、廃止（死亡、合併により消滅、破産により解散、合併及び破産以外の理由により解散）したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第３３条第１項の規定により、届け出ます。

廃業等の理由	
廃業等年月日	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

第一種フロン類回収業者の記録様式

第一種特定製品に関する（ CFC ・ HCFC ・ HFC ） 回収・処理等管理表

番号	年月日	事業所名（破壊業者への引渡しの場合は許可番号についても記載）	住所	修理/廃棄（O/1）	(1) エアコンディショナー（(3)に該当するものを除く）		(2) 冷蔵・冷凍機器（(3)に該当するものを除く）		(3)フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品		その他引取り量（有償・無償引取り分）	再利用量		第7条の規定により引き渡した量	破壊依頼量	保管量
					台数	回収冷媒量(kg)	台数	回収冷媒量(kg)	台数	回収冷媒量(kg)	(kg)	自ら再利用(kg)	再利用する者に譲渡(kg)	(kg)	(kg)	(kg)